

神奈川県弁護士協同組合 加入のご案内



神奈川県弁護士協同組合

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9

045-211-7712

2016年4月改訂

★★新入会員の皆様、 神奈川県弁護士協同組合に加入しませんか★★

神奈川県弁護士協同組合は、弁護士会ではできない会員の福利の増進に努め、弁護士会の裏方として皆さんの活躍の補助的役割を担うものです。

また、全国の単位弁護士協同組合を結集した全国弁護士協同組合連合会にも加入しており、全国的な規模で組合員の福利厚生を図り、数多くの情報を提供出来るようにも努めています。

**現在は神奈川県弁護士会会員の9割以上が組合に加入しています。
是非、神奈川県弁護士協同組合にご加入ください！！**

神奈川県弁護士協同組合では、組合員の福利厚生のために様々な事業を行っていますが、その主なものは次のとおりです。

① 弁護士専用提携クレジットカード

弁護士専用クレジットカードは、その名の通り弁護士であることを表すとともに、高い信用度を持ちますので、全国の弁護士の多くが利用しています。

組合員が提携クレジットカードを利用した場合には、ご本人には一切ご負担なく、利用額に応じた一定額が協同組合の手数料収入となります。

インターネットの契約や買い物、あらゆる支払についてカードが利用されている時代に、多数の組合員の皆様が提携クレジットカードに加入され、カードをご利用いただくことで、協同組合の収入となり、弁護士日誌や模範六法の無償配布の財源等となります。

② 弁護士賠償責任保険事業（三井住友海上火災保険）

協同組合では、三井住友海上と提携した弁護士賠償責任保険のご案内、申込みを承っております。

この保険は、弁護業務に起因して、他人に損害を与え、日本国内において損害賠償を請求された場合、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害について保険金をお支払するものです。現在、当組合の約8割（約1000名）が加入しています。

③ 団体所得補償保険・医療費用保険事業（三井住友海上火災保険）

協同組合では、三井住友海上と提携した団体所得補償保険・医療費用保険のご案内、申込みを承っております。

団体所得補償保険とは、会員の先生方が万一病気や事故により治療に専念しなければならなくなったとき、その間の所得を長期にわたって（最長12ヶ月、免責期間は除きます。）補償する保険です。

医療費用保険とは、病気やケガで入院したときのための保険です。補償の対象者が身体障害

(傷害または疾病)を被り、その直接の結果として入院を開始した場合に、日本国内での入院により費用を負担したことによって被った損害に対して保険金をお支払いたします。

④ 団体扱保険料口座振替制度 (三井生命)

こちらは、協同組合の共済制度ではなく、三井生命保険株式会社と直接ご契約いただく個人保険となりますが、一定の条件(契約者が組合員の弁護士であること、かつ、保険料を月払いにしていること)を満たしていれば保険料が一般契約より割安となります。

ご希望の場合、保険会社の担当者が事務所等へお伺いし詳細な説明をいたします。

⑤ 特約店契約

出版社、デパート、事務機器・事務用品、飲食店、健診関係、不動産、調査会社等と特約店契約を結び、組合員が割引価格で利用できるよう便宜を図っています。

その他、各単位協同組合の斡旋する商品(果物、蟹、漬物など)、時期に合わせて随時ご案内する斡旋販売(電化製品、事務所備品、中元・歳暮商品)などもあります。

⑥ 模範六法、弁護士日誌等の無償配布

(模範六法については、加入10年以内の組合員に限ります。)

例年年末に、組合の事業利益の還元事業として、模範六法・弁護士日誌・弁護士業務便覧を、教育情報事業の一環として無償で配布し、組合員の業務の一助としています。

※ 現在は、加入10年以内の組合員に限り模範六法を配布しております。

弁護士日誌などの配布は、全組合員に無償配布いたしますし、組合員からは出資金以外の賦課金は一切頂戴しておりませんので、組合員のご負担をかけることなく、無償配布等の事業をおこなっております。これだけでもかなりの加入メリットがあると思われます。

⑦ 労働保険事務組合

法律事務所の委託を受けて、事務所で雇用している職員、アルバイトの方に関わる労働保険に関する事務を代行するのが労働保険事務組合です。

事務所を設けて、事務職員を雇用する場合は、労災保険・雇用保険への加入が義務づけられておりますので、保険業務委託などの際にはご相談ください。また、事務組合に委託されている場合は、事業主である先生自身も労災保険に特別加入することが出来ます。

中小企業退職金共済制度(事務職員退職金制度)の取り扱いもしております。

詳しくは、協同組合労働保険事務組合でご案内いたします。

⑧ 融資の斡旋

現在、りそな銀行・北陸銀行・三井住友銀行・横浜信用金庫・三菱東京UFJ等とタイアップして、組合員の住宅建築資金や事業資金など、できるだけ安い金利で借りられるよう、融資の斡旋をしています。(ご利用の詳細は協同組合窓口まで)。

⑨ 小口融資制度

納税時期・事務所移転など、当座資金が急に必要な場合は、小口融資をご利用ください。

急ぎに必要な資金を、組合から組合員に無担保で直接お貸ししています（返済は、満期日に元利一括返済）。金額は100万円迄で、利息は年3%（H27.11月現在）、期間は1ヶ月～1年迄の間で自由にご利用いただけます（ご利用の詳細は協同組合窓口まで）。

⑩ 保釈保証書発行事業

全国弁護士協同組合連合会（以下、全弁協）による「保釈保証書発行事業」（保釈保証金の用意が困難な場合、弁護人の申し込みに基づき全弁協が保証書の発行を行い、万一の際の保証金の支払いは全弁協が行うもの）の取次ぎを行っております（ご利用の詳細は全弁協HPまたは協同組合窓口まで）。

⑪ その他

コピーサービスとして神奈川県弁護士会館1階にコイン式による割安なカラーコピー機を設置しております（カラー1枚40円・白黒1枚10円）。

また、無料で神奈川県全域住宅地図の利用サービスも行っております（地下キャビネット）。

職務上の請求用紙（戸籍謄本、住民票を取寄せるための4種）・パンタレイ事件袋等の販売（組合員でなくても購入可）や、書籍の紹介（各出版社が行っているもの、組合独自に行うもの）等があります。

その他、たのめーる、アスクル、カウネット等事務用品のカタログ販売についても取り扱いを行っておりますので、是非ともご利用ください。（一部は全弁協の取り扱いです。）

神奈川県弁護士協同組合は、神奈川県弁護士会会員全員の加入を目指して努力しておりますので、是非、組合にご加入ください。

加入方法

お申し込みの際は、添付の出資引受書にご記入の上、出資金を添えて弁護士会2階事務局までご持参願います。出資金は1口1万円で、当会在会10年以内3口、10年から20年は5口、20年以上は7口、法人は10口の出資をいただけますと幸いです。なお、出資金は脱退時に返還しております。

ご都合により本部窓口にお越しいただけない方は、添付の出資引受書に必要事項をご記入の上組合宛ご郵送いただくと同時に、下記銀行口座に出資金額をお振り込みくださいますようお願いいたします（振込手数料はご負担願います）。

振込口座：三井住友銀行 横浜支店 普通預金口座

7031432 神奈川県弁護士協同組合

出資金受入口座